

国民スポーツ大会特殊競技支援事業 実施要項

1. 目的

特殊競技を対象に、練習会場等への用具運搬、練習場の維持管理費を補助することにより、競技団体の活動を支援し強化を図る。

2. 実施主体

該当競技団体

3. 事業内容

①用具運搬費の補助

合宿地や練習会場等への競技用具の運搬費を支援する。

②維持管理費の補助

借地等に係る維持管理費を支援する。

4. 事業の対象団体

①用具運搬費の補助

島根県ローイング協会 島根県ヨット連盟

②維持管理費の補助

島根県アーチェリー連盟

5. 事業の対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする

6. 補助対象

強化活動に必要な用具運搬費、維持管理費（貸付料）

〔用語の定義〕

・特殊競技とは、競技用具を輸送するのに多額の費用が発生する競技、練習場の管理や土地借地料等が発生している競技のことをいう。